美里町総合計画・美里町総合戦略 (案)

美里町総合計画・美里町総合戦略

H27.11.1 美里町総合計画審議会資料(計画案修正版)

【 目 次 】

はじめに

1	計画策定の経緯	
---	---------	--

- 2 計画の位置づけ
- 3 基本理念
- 4 計画期間
- 5 目標年度
- 6 町のすがた
- 7 主要課題
- 8 計画の推進
- 9 進行管理

基本構想

- 1 目指すべき将来目標
 - (1)将来像
 - (2)目標人口
- 2 将来目標の実現に向けた基本的方向
 - (1)主要課題の解決に向けた基本的方向
 - (2)各分野における取組の基本的方向
- 3 土地利用構想

基本計画

計	画	体	系	义																												
第	1	章		生	涯	を	通	U	τ	学	び	楽	U	む	ŧ	5	づ	<	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	政	策	1		社	会	教i	育	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
		施	策	1		住	民	ات.	ょ	る:	主	体।	的	な	学	習	の	推	進	ح												
							:	学	び	の	た	め	ග :	環	境	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	

	施策	2	読書普及	による知	識の向	上・・				• •	
政	策 2	学校都	教育の充実					•			
	施策	3	個性・心	・基礎的	学力を	重視し	J た 教	育の批	ま進・		
	施策	4	計画的な	施設修繕	と教材	討韻₲₫	り整備	、充笋	€••	• •	
	施策	5	地域が支	える学校つ	がくり、t	地域に開	かれた	=			
			学校	づくりの打	佳進・・			• • •			
	施策	6	安全・安	心を確保	戻するた	こめのタ	付策・				
	施策	7	学校給食	の充実、	食育の	推進,				• •	
	施策	8	就学前教	育の充実	€•••	• • •	• • •				· • • •
Ē	效策 3	文化	・芸術の挑	長興、伝統	文化・対	化財の	継承・	• • •			
	施	策 9	歴史的	・文化的	な地域	資源を	確実	ا			
			継承	するため	の対策	ŧ				• •	
Ē	效策 4	社会	体育の振興	Į		• • •					
	施策	1 0	健康、	生きがい	1、つな	こがりを	きつく	る			
			スァ	ぱーツ活動	動の推済	佳・・				• •	
第 2	章(建や:	かで安心	なまちづ	くり・						
Ē	攻策 5	保	健の充実	• • • •			• • •				
	施策	1 1	生活習	慣病など	から住	民を守	するた	めの			
			保	:健活動σ	推進・		• •		• •	• • •	• •
	施策	1 2	健やか	な母子の	呆健活 重	前の推済	進・・	• • •			• • •
Ī	政策 6	医	療の充実	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	
	施策	1 3	地域医	療体制 と	二町立南	有郷病 [院の充	実・・	• • •	• • •	
			救急医								
Ī			龄 者 福 祉								
	施策		高齢者								
Ī	政策 8	地	域福祉の	充実・・	• • •		• • •	• • •	• • •		· • • •
	施策			支えるネ							
Ī			害者福祉								
			安心し								
Ī			子育て支					• • •	• • •	• • •	• • •
	施策	1 8	働きな	がら子育	てする	家族を	Ē				

									支	援	す	る	た	め	の	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•
		施	策	1	9		出	産	ゃ	子	育	τ	に	不	安	な	家	族	を													
									支	援	す	る	た	め	の	対	策	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	•
		施	策	2	0		児	童	虐	待	を	防	止	す	る	た	め	の	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •		•
第	3	章		力	強	١J	産	業	が	ιı	き	づ	<	ま	5	づ	<	IJ	•	•		•			•		•		•			•
	政	策	1	1		農	林	業	の	振	興	•	•	•	•		•			•			•		•		•		•			•
		施	策	2	1		多	樣	な	生	産	者	の	確	保	ح	事	業	の	円	滑	な	推	進	•	•	•	•	•	•		
		施	策	2	2		農	地	の	高	度	利	用	ح	産	地	形	成	の	促	進		•		•	•	•	•	•	•		, ,
		施	策	2	3		個	性	を	活	か	し	た	魅	力	あ	る	農	業	の	展	開	•		•	•	•					
		施	策	2	4		畜	産	経	営	の	安	定	化	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•
		施	策	2	5		流	通	及	び	販	路	の	充	実	•	•		•				•	•	•	•	•	•	•	•		•
		施	策	2	6		農	村	機	能	及	び	生	産	基	盤	の	維	持	•			•		•	•			•			, ,
	政	策	1	2		I	業	の	振	興	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•			•
			施	策	2	7		エ	業	を	振	興	す	る	た	め	の	対	策			•	•	•	•	•			•	•		, ,
	政	策	1	3		商	業	•	サ	_	ビ	ス	業	の	振	興	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•			•
		施	策	2	8		商	業		サ	_	ビ	ス	業	を	振	興	す	る	た	め	の :	対	策	•	•	•		•	•		
		施	策	2	9		物	産	• :	観	光	を	振	興	す	る	た	め	の	対	策	•	•		•	•	•	•	•	•		•
	政	策	1	4		雇	用	の	確	保	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•			•
		施	策	3	0		安	定	U	た	雇	用	を	確	保	. व	る	た	め	の	対	策	•	•		•	•	•		. •	•	•
第	4	章		<	5	U	ゃ	す	さ	を	実	感	で	ㅎ	る	ま	ち	づ	<	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•
	政	策	1	5		地	域	基	盤	の	確	立	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		, ,
		施	策	3	1		安	全	•	安	心	な	生	活	環	境	基	盤	の	整	備	•	•		•	•	•	•	•	•		•
		施	策	3	2		公	共	交	通	網	を	確	立	す	る	た	め	の	対	策	•	•	•		•	•	•	•	•		, ,
	政	策	1	6		生	活	安	全	の	確	保	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		, ,
		施	策	3	3		安	全	`	安	心	な	防	災	•	消	防	•	救	急	体	制	を									
									確	立	す	る	た	め	の	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•
		施	策	3	4		安	全	•	安	心	な	交	通	環	境	`	防	犯	体	制	を										
									確	立	す	る	た	め	の	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•
	政	策	1	7		環	境	•	景	観	の	保	全	• 1	創:	造		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		
		施	策	3	5		生	活	環	境	の	保	全	ع	公	衆	衛	生	対	策	•		•	•	•	•	•			•		
	政	策	1	8		居	住	環	境	の	質	の	向	上	•		•	•		•			•	•		•	•			•	• •	

施策36 水	K道水を安定して供給するための対策・・・・・・・・・・・	
施 策 3 7 下	下水道を普及推進するための対策・・・・・・・・・・	•
第5章 自立をめ	りざすまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
政策 19 定住	主化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
施 策 3 8 定	定住化を促進するための対策・・・・・・・・・・・・	•
政策 2 0 住民	民活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
施策 3 9 地	也域における住民の活動を	
	活性化させるための対策・・・・・	
政策 2 1 交流	流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
施 策 4 0 国	国際交流を促進するための対策・・・・・・・・・・	•
施 策 4 1 地	也域間交流を推進するための対策・・・・・・・・・	•
政策 2 2 平和	印行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
施策42 非	ᆙ核・平和社会を実現するための対策・・・・・・・	•
政策 2 3 男女	女共同参画社会の推進・・・・・・・・・・・・・	•
施策43 男	男女共同参画社会を推進するための対策・・・・・・・	•
政策 2 4 健全	全な行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
施策44 行	政運営の効率化を推進するための対策・・・・・・・・・・	•
施策 4 5 財	政を健全化するための対策・・・・・・・・・・・・・・・・	•
施策46 住	民の立場に立った行政サービスを提供するための対策・	
重点実施施策		
「地域産業の発展	と雇用の拡充」に向けて	
「人口減少と人口	の高齢化の抑止」に向けて	
「子育て環境の整	経備」に向けて	
	と人材の育成」に向けて	
資料編		
・住民意向調査結果	<u> </u>	

政策別の満足度

政策別の満足度及び重要度の偏差値

満足度・重要度の分布図

美里町民憲章

江合・鳴瀬の清流と豊かな緑に恵まれた美里町に生きるわたくしたちは、輝く未来に向かってみんなが平和で心豊かに暮らせるよう、この憲章を定めます。

- 一、夢と希望を持ち 心身ともに健やかに働く町民になります
- 一、きまりを守り 互いに尊重し合い 助け合う町民になります
- 一、自然に親しみ 美しい環境を大切にする町民になります
- 一、先人をうやまい 共に学び合い 文化を育てる町民になります
- 一、ふるさとを愛するとともに 世界に目を向ける町民になります

平成18年7月29日制定

町長挨拶

はじめに

1 計画策定の経緯

平成18年1月の旧小牛田町と旧南郷町の合併時において、合併後の10年間を計画期間とする「美里町まちづくり計画 美里町建設計画」(以下「建設計画」という。)を策定し、これを合併後のまちづくりの基本指針としてきました。

その後、平成19年3月に、建設計画を承継する「美里町総合計画」を策定し、その後の平成19年度から平成27年度までのまちづくりの基本指針といたしました。

社会情勢の変化が著しいことから計画期間の中間年度に当たる平成23年度に「美 里町総合計画」の見直しを行いました。見直し後の「美里町総合計画」については平 成24年4月から施行され、平成28年3月をもって計画期間が終了いたします。

一方、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法(以下「創生法」という。)が施行され、国において平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。また、市町村においても、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「地方版総合戦略」という。)」の策定に努めるよう規定されました。

まち・ひと・しごと創生法(抄)

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 計画の位置づけ

(美里町総合計画)

美里町における「まちづくりの基本指針」

これまで「まちづくりの基本指針」としてきた「美里町総合計画」が平成28年度をもって終了します。しかし、その後も総合的かつ計画的なまちづくりに取り組むためには、「まちづくりの基本指針」が必要とされてきます。新たに「美里町総合計画」を策定し、平成28年4月からの美里町の新しい「まちづくりの基本指針」に位置付けでいくものです。

(美里町総合戦略)

美里町における「地方版総合戦略」

創生法に規定する地方公共団体の責務を果たすため、同法第10条第1項に規定する「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」を策定し、美里町における「地方版総合戦略」に位置付けていくものです。

* まち・ひと・しごと創生の趣旨は、市町村が行うまちづくりと同一の方向性であることから、本町は美里町総合計画と美里町総合戦略を一体的に策定するものとします。

よって、この計画の名称を「美里町総合計画・美里町総合戦略」とします。

まち・ひと・しごと創生法(抄)

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- 第10条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- (2)市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- (3)前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

3 基本理念

~ 持続可能な地域社会の形成 ~

安心・安全な住民の生活を永続的に守るために、将来にわたって、住民と共に持続可能な地域社会を形成します。

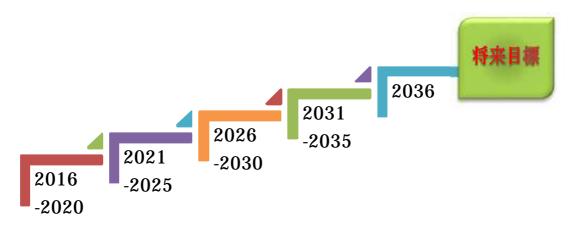
4 計画期間

計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度) までの5年間とします。(ただし、平成27年度からの開始事業を一部含みます。)

5 目標年度

将来にわたって"活力ある美里町"を維持していくためには、長期的な視点と観測が不可欠であることから、計画の目標を遠方に設定する必要があります。

本計画では、その目標(将来像及び目標人口)を平成52年度(2040年度) に設定し、それを実現するための今後5年間の計画を策定するものです。



* 将来目標に向けて、これから2040年までの期間を5つの期間に分け、 その期間ごとに、実績、次の課題及び到達点を見極め、将来目標に近づけ ていきます。

6 町のすがた

美里町は平成18年1月に旧小牛田町と旧南郷町が合併し誕生した町です。 宮城県の北部に広がる大崎平野の南端に位置し、平坦な土地が74.90 kmlにわたり広がっています。

山がない平坦な土地に加え、鳴瀬川と江合川の河川にも恵まれ、古くから稲 作が盛んに行われてきました。

東北本線、陸羽東線及び石巻線が交わる小牛田駅は、鉄道交通の要衝として 多くの通勤及び通学する人に利用されています。

人口

(1)人口・世帯数

平成27年(2015年)10月1日に実施した国勢調査によれば、本町の人口は_____人で、世帯数は____世帯です。1世帯当たりの構成員は、____人で、宮城県の____人、全国の___人に比べて多くなっています。

これまでの人口と世帯数の推移は、人口が減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。また、1世帯当たりの構成員数が減少しています。 (図1・図2・図3)

図 1



図 2



(資料:国勢調査)

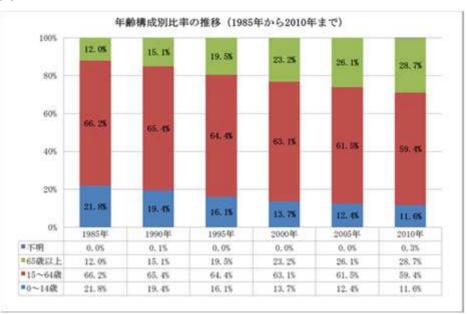
図 3



(2)年齢構成

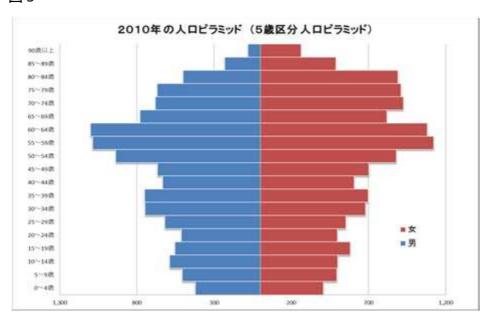
年齢構成別の人口と構成比率については、年少人口(0歳から14歳まで)と生産年齢人口(15歳から64歳まで)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加しています。(図1・図4)

図 4



(資料:国勢調査)

図 5

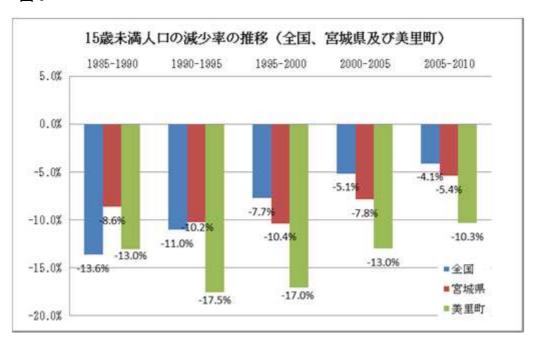


昭和60年(1985年)から平成22年(2010年)までの25年間を5年間で5つの期間に区分し、各期間内の5年間において、15歳未満人口の減少の程度をグラフに示しました。

これによれば、本町における15歳未満人口の減少率は、全国及び宮城県の減少率を大きく上回り、本町の15歳未満人口が、全国及び宮城県に比べ、著しく減少していることが分かります。

しかし、減少の比率は平成2年(1990年)から平成7年(1995年)までの減少率をピークに、その後は縮小していきます。(図6)

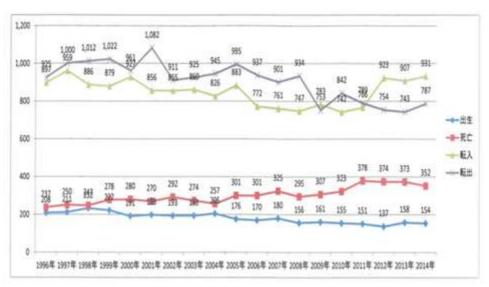
図 6



(3) 自然増減、社会増減の人口動態の推移

平成8年(1996年)から平成26年(2014年)までの自然増減(出生又は死亡)と社会増減(転入又は転出)の推移は次のとおりです。近年においては、社会増・自然減の傾向が見られます。(図7)





(資料:住民基本台帳)

昭和58年(1983年)からの合計特殊出生率の推移は、次のとおりです。当該率が低下していることが分かります。

表 1 合計特殊出生率の推移

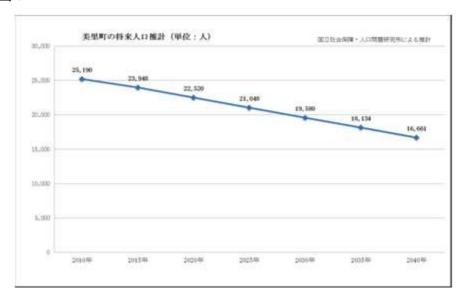
	1983	1988	1993	1998	2003	2008
	-1987	-1992	-1997	-2002	-2007	-2012
小牛田地域	1.80	1.61	1.58	1.55	美里町	美里町
南郷地域	1.99	1.76	1.60	1.45	1.38	1.32

(資料:厚生労働省・人口動態保健所・市区町村別統計)

(4)将来推計人口

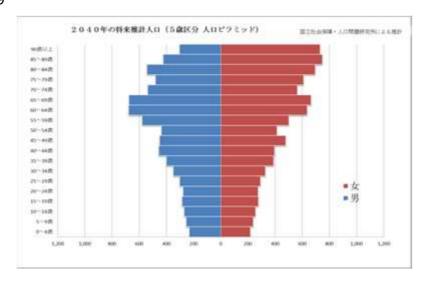
国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成52年(2040年)までの国勢調査における将来推計人口は、次のとおりです。(図8・図9)

図 8



また、平成52年(2040年)の年齢別の構成を人口ピラミッドで表すと次のようになります。年少人口(0歳から14歳まで)が一層減少し、逆三角形の形の、非常に不安定な年齢構成になります。(図9)

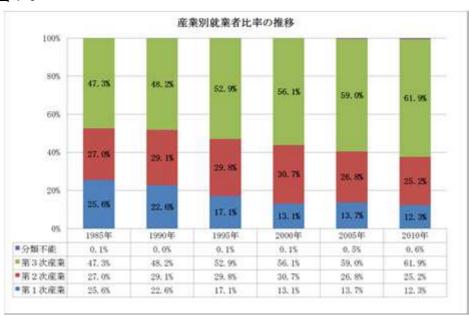
図 9



産業

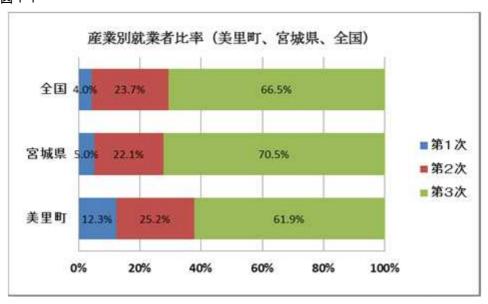
本町の産業別就業者比率の推移については、第1次産業と第2次産業について減少し、第3次産業が増加する傾向が続いてきました。(図10) 本町は、宮城県及び全国と比べて第1次産業及び第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低くなっています。(図11)

図10



(資料:国勢調査)

図11



本町の一人当たりの町民所得は、これまでのいずれの年においても、宮城県(県民所得)及び全国(国民所得)を大きく下回っています。(図12)

図12



(資料:平成24年度宮城県市町村民経済計算)

7 主要課題

【地域産業の発展と雇用の拡充】

地域経済の成長と発展は、地域に豊かさと活気を生み出し、更には新たな産業の育成と新たな雇用の確保につながります。しかし、本町の一人当たりの町民所得(年間)は205万6千円で、宮城県内の平均268万5千円を大きく下回わっています。

地域経済と雇用環境の変化は、住民にとって大きな関心事であり、将来にわたって 美里町が持続可能な地域社会を形成するためには大きな課題とされます。よって、「地 域産業の発展と雇用の拡充」を本計画の主要課題の一つとします。

【人口減少と人口の高齢化の抑止】

本町においても、他の地域と同様に、将来にわたって著しい人口減少が続くものと危惧されています。また、人口の年齢構成の変化についても、年少人口と生産年齢人口が縮小して高齢者人口が拡大する、いわゆる"人口の高齢化"がこれからも年々進行していくものと確実視されています。

こうした人口の変化は、今後のまちづくりに対して大きな影響を与え、将来にわたって美里町が持続可能な地域社会を形成するためには解決していかなければならない大きな課題です。よって、「人口減少と人口の高齢化の抑止」を本計画の主要課題の一つとします。

【子育て環境の整備】

働きながらも安心して子どもを育てられる環境を整備することは、社会全体の労働力が減少する中で、女性の社会参加を促進し、社会全体の活力を維持する原動力となります。こうした子育て環境の整備に対しては、若い世代を中心に今後も一層期待が高まるものと思われます。

こうしたことから、子育て環境の整備は、社会全体の労働力が減少する将来において、美里町が持続可能な地域社会を形成する上で大きな課題とされてきます。よって、本計画において「子育て環境の整備」を本計画の主要課題の一つとします。

【教育環境の充実と人材育成】

子どもたちの学ぶ意欲の向上や多様な学習活動の展開に資するため、教育環境の充実がなお一層図られる必要があります。

また、"まちづくり"は"人づくり"と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくります。美里町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人間を育て、活力あるふるさとづくりの担い手を育てることは、将来にわたって美里町が持続可能な地域社会を形成するために大変重要な課題とされます。よって、「教育環境の充実と人材育成」を本計画の主要課題の一つとします。

8 計画の推進

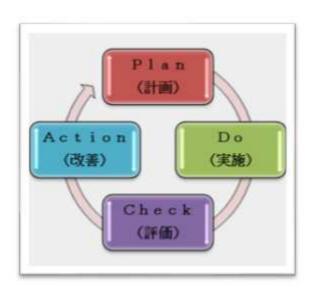
本計画の推進においては、"町民と行政の協働"の下に、これまで以上に組織内の"連携強化"を図り、また、"民間活力"を積極的に活用して、限られた行政資源の中で効率的かつ効果的な取組を進めていきます。

9 進行管理

本計画の施策ごとに実施目的及び数値目標(KPI『重要業績評価指標』*)を 設定して、各年度において、その達成状況を測ることにより、本計画の進行管理を 行うこととします。

進行管理の実施に当たっては、効率的かつ効果的に施策が実施されるよう、計画 (Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action)のプロセスを繰り返し行います。

こうした一連の流れについて、第三者機関による政策評価を年度ごとに行い、そ の結果を公表します。



(*) KPI(重要業績評価指標):計画が順調に進んでいるかどうかを判断する一つの指標。外的な要素による判断基準。 (例:「行った」ではなく「行ったことで得られた成果など」)

目指すべき将来目標

平成52年(2040年)に向けて、美里町が目指すべき将来の目標とし て、「将来像」と「目標人口」を設定します。

(1) 将来像

産業が発展し、人が集い、賑わいのある 生き生きとした暮らしができるまち

優秀な人材の輩出、安定した生活環境、若者の増加、健康増進など **産業が発展**する地域をつくり、発展した産業に女性、若者、高齢者な ど様々なたくさんの**人が集まり**及び関わりを持つことで、地域内でヒ ト、モノ、カネがこれまで以上に交わり、**賑わい**を生み出します。 地域経済の潤いは、経済的に富んだ地域を形成し、持続的な行政サ ービスの提供及び生活環境の整備等に効果を与え、**生き生きとした暮 らしができるまち**の実現につながります。

産業が発展し、

町民の健康が守られ、心豊 かな子どもたちが成長し、安 心・安全な生活環境が築かれ、様々な人が集まり、地域内に その基盤の上に、地域の産業 が発展します。

人が集い、賑わいのある

女性、若者、高齢者など おいてヒト、モノ、カネが盛 んに交わり、地域経済の成長 を生み出す賑わいが生まれま

生き生きとした暮らしがで きるまち

地域経済の成長は、豊か な生活及び持続可能な地域の 形成し、幸せや喜びを実感で きる生き生きとした暮らしが 実現されます。

(2)目標人口

平成52年(2040年)の目標人口 18,859人



将来推計人口で示したように、国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成52年(2040年)の人口は16,661人と推計されています。これに対して、次の2つの目標数値の実現から、平成52年(2040年)に18,859人以上の人口を維持することを目標とします。

【自然的要因】 2040年の合計特殊出生率 1.8

平成52年(2040年)までに合計特殊出生率を1.8までに回復させます。

【社会的要因】 転入者数 転出者数(2016年~2040年)

平成28年(2016年)から平成52年(2040年)までの 期間における転入者の数を転出者の数以上にします。

2 将来目標の実現に向けた基本的方向

(1)主要課題の解決に向けた基本的方向

「地域産業の発展と雇用の拡充」に向けて

民間の創意工夫による商品開発や観光ルートの掘り起こしなどを行い、町を訪れる人を増やし、交流人口も増やします。さらに、産業活性化施設を整備し、施設を中心に新たな"稼ぐ力"を生み出します。また、新たにビジネスを起こす人を支援し、活気のあるまちを目指します。

「人口減少と人口の高齢化の抑止」に向けて

住まいは生活をしていく上で重要なものです。若者が町内に居住しようとする際、空き家の活用も推進していきます。また、賃貸住宅の整備 もあらゆる手法を検討しながら整備し、若者の定住を図っていきます。

「子育て環境の整備」に向けて

子育て支援については、保育所の整備を進め、待機児童の解消を図っていきます。さらに、各種健診、子育て相談業務を拡充し、子育てをしっかりと応援していきます。

「教育環境の充実と人材の育成」に向けて

子どもを取り巻く学習環境については、学力向上支援員及び学び支援コーディネーターの人員の拡充によって、児童・生徒の学力向上につなげていきます。また、小・中学校でのいじめや不登校については、最優先に解決すべき課題でありますので、道徳教育の充実などによって「人を思いやる心」を育てていきます。

(2) 各分野における取組の基本的方向

(教育・文化) 生涯を通して学び楽しむまちづくり

子どもたちは町の宝です。まちづくりは人づくりです。学校教育と幼児教育に重点を置いたまちづくりに取り組みます。

(保健・医療・福祉) 健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、 医療、福祉の各分野を充実させ、また、住民一人ひとりが人や地域との つながりを大事にし、思いやりの気持ちを醸成し、地域住民が共に支え 合う体制を構築できるように政策を展開していくこととします。

(産業振興) 力強い産業がいきづくまちづくり

町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と 地域産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、賑わ いのある豊かな町の実現を基本理念として、農業、工業、商業、観光業 等の各分野における活性化を実現するために、その中核となるべき「産 業活性化施設」を整備します。今後は、施設整備を始め、様々な取組に 民間活力を最大限活かすよう努めていきます。

(生活環境) くらしやすさを実感できるまちづくり

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に快適に生活できる "くらしやすさを実感できるまちづくり"を目指します。また、住民の "声"を大事に、まちづくりを進めていきます。

(行財政・コミュニティ)自立をめざすまちづくり

"最少の経費で最大の効果をあげる"という行政運営の原点に立ち返り、家庭や地域、学校、企業、団体、行政機関などがつながりを深め、互いに協力し合い、身の丈にあった財政運営と行政サービスの質の向上を図りながら、「住み慣れたところに住み続けたい」という愛着の持てる美里町をつくります。

3 土地利用構想

土地利用を次のとおり区分し、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画など 土地利用に関係する計画の総合的な調整を図り、計画的な土地利用を行います。

(1) 居住ゾーンの整備

小牛田駅周辺では、行政・文化・福祉・商業機能の充実、防災機能の向上と 住環境の整備、既に整備された小牛田駅東部の「ゆとりーと小牛田」、「グリー ンタウンなんごう」への人口の誘導を行い、市街地形成を促進します。また、 新町の一体的で健全な発展を図るため、都市計画マスタープランを策定し、特 に農用地との調整を図りながら、土地利用の適切な誘導及び計画的な都市施設 の整備を進めます。

人口減少及び少子高齢化の社会の中で、長期的な視野に立ち、同種の機能の施設がまとまって立地し、その立地地帯を公共交通で結び合う「コンパクトなまちづくり」の必要性及びその姿を行政・事業者・住民等で、急がず十分な話し合いを行っていきます。

(2) 農業ゾーンの維持

優良農用地の適切な保全に努め、米や野菜、花きや果樹、畜産などの振興を 図るとともに、自然・田園環境の保全と集落環境の整備、南郷地域の定住拠点 の整備、観光との連携強化などを図ります。

(3)工業ゾーンの整備

工業の健全な発展が図られるよう、既存企業の振興を図るとともに、企業誘致を促進します。

(4) 河川ゾーンの保全

江合川・鳴瀬川やその支流などの水辺景観や環境、防災機能の保全と向上を図るとともに、体験学習やレクリエーション利用の充実を図ります。

土地利用構想図

